

# 尼崎市立生涯学習プラザグループ登録要綱

## 1 趣旨

尼崎市立生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）が「生涯学習の拠点」及び「自治のまちづくりを支える拠点」であることから、市民の自主的、自発的な学習及び活動を奨励するとともに、そうした学習の成果を地域活動へ広げていくため、生涯学習プラザグループ（以下「プラザグループ」という。）の登録制度を設ける。この要綱は、プラザグループの登録に関し、必要な事項を定める。

## 2 プラザグループの定義

「プラザグループ」とは、市民が自主的、自発的にプラザで学習及び活動を行うために組織し、尼崎市に登録したグループをいう。

## 3 プラザグループのあり方

プラザグループは、次に掲げることを目指す。

- (1) プラザグループは、主体性を持って学習するとともに、学習の成果を活かす活動を行うことを原則とし、相互に協力、交流するとともに、プラザとも連携してその活動を広げ、もって地域社会の生活文化の振興を図る。
- (2) プラザグループの会員は、プラザの行う事業や研修会等に積極的に参加するよう努める。
- (3) プラザグループの会員は、自主的、自立的活動の成熟を目指し、地域文化活動への発展に努める。

## 4 プラザグループの登録要件

プラザグループは、次の要件を備えているものをいう。

### (1) プラザグループの活動内容

グループ活動をするに当たっては、尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例第2条に規定する設置目的に沿った次の活動を行う。

ア プラザグループは、営利を目的とせず、当該グループの目的に沿った活動を定期的に継続し、同一のプラザで活動することを原則とする。

イ 会員は3人以上とし、原則として半数以上は尼崎市在住又は在勤・在学者とする。子ども（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）が主となる場合は、子ども以外の者を代表者とする。

ウ 誰もが参加できるよう門戸を開いておく。

### (2) プラザグループの運営

プラザグループは、次により運営し、グループの主体性のもとに会員の総意で民主的に行われ、円滑な相互活動を展開する。

ア 活動目的・内容等の必要事項を明記した会則を定める。

イ 代表者、会計等必要な役職者を置き、運営にあたる。

ウ 他のグループと類似した名称を使用しない。

エ 入退会は自由とする。

オ 運営経費は、営利活動による収益又はこれに類するものをあてない。

カ 会費は低額とする。

## 5 登録に係る手続き等

プラザグループとして登録しようとする者は、次の(1)(2)のとおり手続きをしなければならない。

(1) 登録

ア ニ崎市立生涯学習プラザグループ登録申請書に当該グループの会則及び会員名簿を添えて尼崎市に申請する。

イ 新規登録の申請の時期は、年間を通じて随時とする。

ウ ニ崎市は、登録申請があったときは、すみやかに可否を決定し、申請者に通知する。

(2) 継続又は変更

ア 登録時又は継続手続き時に示された年度を超えて継続して活動する場合は、尼崎市が指定する期間内に活動継続届出書を提出する。

イ 登録事項に変更が生じたときは、プラザグループの代表者は、直ちに変更届を尼崎市に提出する。

(3) 登録の取り消し

プラザグループが、次の各号の一に該当したとき、尼崎市は登録を取り消すことができる。

ア グループ活動が法律、条例、規則及びこの要綱に違反したとき。

イ その他、尼崎市がプラザグループとして不適格と判断したとき。

ウ 活動継続届出書を提出しなかったとき。

エ 登録事項に虚偽があったとき。

6 グループ活動への働きかけ、援助等

尼崎市は、プラザグループに対し、次のとおり働きかけるとともに、援助することを通じてグループ活動の活性化を図る。

(1) 働きかけ

ア 活動の内容を把握するとともに、この要綱に沿った活動が行われるよう助言を行う。

イ プラザの行う事業及び研修会を周知するとともに参加を促す。

ウ プラザグループになることを奨励する。

(2) 援助等

ア グループ活動におけるプラザ使用料を5割免除する。

イ グループ同士の連絡会の奨励及び支援やグループとの共催事業を実施する。

ウ その他、グループ活動の活性化に向け、必要な支援を行う。

7 プラザグループの指導者

プラザグループが指導者を招くときは、次の要件を満たす人を選ぶように努める。

(1) 専門的・技術的に信頼性がある人

(2) 低額な謝礼で指導できる人

(3) プラザにおける活動の推進に積極的な協力ができる人

8 要綱等の周知

プラザグループの代表者は、この要綱及びグループの会則を会員に対して十分に周知し、健全なグループ活動を行うように努める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行前においても、要綱の趣旨を踏まえ、登録に係る手続きを行うことができる。

(施行期日)

3 この要綱は、令和2年5月19日から施行する。